

命を守る行政を

大阪市の生活保護行政 全国調査から

②申請権の侵害

受付票のチェック欄――

おり、最後に、

「生活保護制度の説明だけを聞きたい」

「生活保護制度以外の説明を聞きたい」

という2つのチェック欄だけがあります。一番大切な「生活保護を申請したい」という意思を確認するチェック欄がないのです。

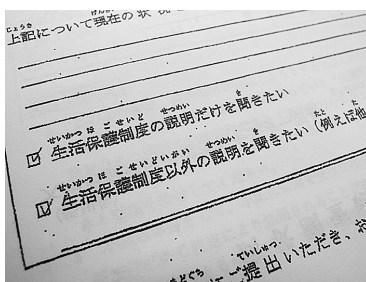
「面接をスムーズに行けるようにするもの」と「面接の担当者、調査団の参加者からは「申請に同行する人もおらず、制度が分からぬ人は相談をす

国も違法性を指摘――

そもそも生活保護の申請は口頭でも可能。申請書の提出を求めたり、申請意思の確

肝心のチェック欄がない

浪速区との交渉(5月29日)で全国調査団が取り上げたのは「相談受付票」の問題。生活保護を受けたいと思っ



浪速区で使われている「相談受付票」。「生活保護を申請したい」というチェック項目がありません

戦だ「生活保護を受けさせたくないという気持ちがない」という申請したい」というチェック項目を設けるよう修正すべき」と求めました。

「保護の実施期間は…申請者が申請する意思を表明しているときは、当該申請が速やかに行われるよう必要な援助を行わなければならない」(1条2項)との規定を新設して

ところが大阪市は「相談受付票」以外にも、面接相談の際に使う「連絡票」というものを独自に作成。厚生労働省は監査結果に基づき12年2月に大阪市に出した通知で、

「住宅賃貸契約書や預貯金通帳など、申請行為の成立に際して必要がないものの提出を求めている」と違法性を指摘。是正を求めました。大阪市は同年7月、必要だ。(続く)